

## 「<大垣共立>EBサービス利用規定」改定のお知らせ

OKメイト・WEBの総合振込および給与（賞与）振込の資金決済口座数を拡充します。また、振込振替、総合振込および給与（賞与）振込の振込等資金および手数料の支払方法について実態にあわせて修正します。これらに伴い、「<大垣共立>EBサービス利用規定」を以下のとおり改定します。

### 1. 改定日

2026年2月16日（月）

### 2. 改定内容

改定前	改定後
<p><b>5. 振込振替サービス（対応メディア：OKメイト・WEB、スーパーパソコン、ホームバンキング）</b> （中略）</p> <p>（6）振込振替金額および振込手数料の引落し</p> <p>A. 当社は、契約者が支払うべき振込振替金額および振込手数料を、普通預金規定、当座勘定規定 <u>またはカードローン契約書</u>、総合口座取引規定、<u>貯蓄預金規定、通知預金規定</u>にかかわらず、通帳、カード、払戻請求書または当座小切手の提出を受けることなく、<u>支払指定</u>口座より引落します。</p> <p>B. <u>前号の振込振替金額の引落し</u>は、振込振替指定日の当社所定の時間に<u>行い</u>ます。振込振替依頼日の翌日以降を振込振替指定日とする振込振替金額は指定日の前営業日までに支払指定口座へ入金してください。</p> <p><u>また、前号の振込手数料の引落しは、当社所定の日に行います。なお、支払指定口座からの引落し（本サービスによるもの）に限りません。）が複数あり、その引落しの総額が支払指定口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを引落して手続きを行うかは当社の任意とします。</u></p>	<p><b>5. 振込振替サービス（対応メディア：OKメイト・WEB、スーパーパソコン、ホームバンキング）</b> （中略）</p> <p>（6）振込振替金額および振込手数料の引落し</p> <p>A. 当社は、契約者が支払うべき振込振替金額および振込手数料を、普通預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定にかかわらず、通帳、カード、払戻請求書または当座小切手の提出を受けることなく、<u>次号に定める方法に基づき当社所定の</u>口座より引落します。</p> <p>B. 振込振替金額は、振込振替指定日の当社所定の時間に、<u>支払指定口座より引落</u>します。振込振替依頼日の翌日以降を振込振替指定日とする振込振替金は<u>振込振替</u>指定日の前営業日までに支払指定口座へ入金してください。</p> <p><u>振込手数料は、以下いずれかの方法（2.（1）（2）に定める利用申込み時に契約者が選択するものとし、変更する場合は17.の定めに従い当社に届け出るものとします。）により引落します。</u></p> <p><u>（a）即時払い：振込手数料を、振込振替金の引落しと同時に、支払指定口座より引落します。</u></p> <p><u>（b）翌月一括払い：振込振替指定日の属する月の、振込手数料を合算した手数料（以下、「合算振込手数料」といいます。）を、翌月の当社所定の日時に、手数料支払口座より引落します。</u></p> <p>支払指定口座<u>または手数料支払口座</u>からの引落し（本サービスによるもの）に限りません。）が複数あり、その引落しの総額が<u>引落しする</u>口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを引落して手続きを行うかは当社の任意とします。<u>なお、この場合において、合算振込手数料の一部を引落しすることは行いません。</u></p>

改定前	改定後
<p>11. データ伝送サービス（対応メディア：OKメイト・WEB、スーパーパソコン、Anser D ATAPORT、汎用機・オフコン等） （中略）</p> <p>(2) 総合振込および給与（賞与）振込サービス</p> <p>A. 総合振込および給与（賞与）振込サービスの内容</p> <p>総合振込および給与（賞与）振込サービスとは、端末を用いた権限者からの依頼に基づき、契約者があらかじめ当社宛届け出た口座（OKメイト・WEBの場合は「<u>契約基本（代表）口座</u>」、それ以外のメディアの場合は「<u>資金決済口座</u>」。あわせて以下「<u>伝送取引資金決済口座</u>」といいます。）から振込金額を引落しのうえ、権限者が指定する入金指定口座宛に振込を行うサービスをいいます。</p> <p>（中略）</p> <p>H. 振込金額および振込手数料の引落し</p> <p>(a) 当社は、契約者が支払うべき振込金額および振込手数料を、普通預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定にかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手の提出を受けることなく、<u>伝送取引資金決済</u>口座より引落します。</p> <p>(b) 振込金額は振込指定日の前営業日までに<u>伝送取引資金決済</u>口座へ入金してください。<u>前号の振込金額の引落しは、当社所定の日に行います。また、前号の振込手数料の引落しは、当社所定の日に行います。なお、伝送取引資金決済</u>口座からの引落し（本サービスによるものに限られません。）が複数あり、その引落しの総額が<u>伝送取引資金決済</u>口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを引落して手続きを行うかは当社の任意とします。</p>	<p>11. データ伝送サービス（対応メディア：OKメイト・WEB、スーパーパソコン、Anser D ATAPORT、汎用機・オフコン等） （中略）</p> <p>(2) 総合振込および給与（賞与）振込サービス</p> <p>A. 総合振込および給与（賞与）振込サービスの内容</p> <p>総合振込および給与（賞与）振込サービスとは、端末を用いた権限者からの依頼に基づき、契約者があらかじめ当社宛届け出た口座（OKメイト・WEBの場合は「<u>サービス利用口座</u>」から届け出た口座に限ります。以下「<u>資金決済口座</u>」といいます。）から振込金額を引落しのうえ、権限者が指定する入金指定口座宛に振込を行うサービスをいいます。</p> <p>（中略）</p> <p>H. 振込金額および振込手数料の引落し</p> <p>(a) 当社は、契約者が支払うべき振込金額および振込手数料を、普通預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定にかかわらず、通帳、<u>カード</u>、払戻請求書または当座小切手の提出を受けることなく、<u>次号に定める方法に基づき当社所定の</u>口座より引落します。</p> <p>(b) <u>振込金額は、振込指定日の当社所定の時間に、資金決済口座より引落します。振込金は振込指定日の前営業日までに資金決済</u>口座へ入金してください。<u>振込手数料は、以下いずれかの方法（2.（1）（2）に定める利用申込み時に契約者が選択するものとし、変更する場合は17.の定めに従い当社に届け出るものにより引落します。</u></p> <p><u>（ア）即時払い：振込手数料を、振込金の引落しと同時に、伝送取引資金決済口座より引落します。</u></p> <p><u>（イ）翌月一括払い：振込指定日の属する月の合算振込手数料を、翌月の当社所定の日時に、手数料支払口座より引落します。</u></p> <p><u>資金決済</u>口座または<u>手数料支払口座</u>からの引落し（本サービスによるものに限られません。）が複数あり、その引落しの総額が<u>引落しする</u>口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを引落して手続きを行うかは当社の任意とします。<u>なお、この場合において、振込金または合算振込手数料の一部を引落しすることはいりません。</u></p>

改定前	改定後
<p>(c) <b>伝送取引資金決済</b>口座における残高不足により振込金額の引落しができなかった場合（<b>伝送取引資金決済</b>口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含みます。）は、当該総合振込および給与（賞与）振込サービスの依頼は取消されたものとして取扱います。</p> <p>I. 入金指定口座への振込ができない場合の処理</p> <p>振込手続きにおいて、入金指定口座への入金ができない場合には、契約者は取引店に当社所定の組戻依頼書を提出するものとし、当社は組戻依頼書の提出を受けたうえで組戻手続きを行うものとします。</p> <p>ただし、入金指定口座なし等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却されたときは、組戻依頼書の提出を受けることなく当該取引における<b>伝送取引資金決済</b>口座に入金します。なお、この場合、前記H. (a) の振込手数料は返却しません。</p> <p>この場合、当社所定の組戻手数料をいただきます。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 地方税納入サービス</p> <p>A. 地方税納入サービスの内容</p> <p>地方税納入サービスとは、端末を用いた権限者からの依頼に基づき、契約者があらかじめ当社宛届け出た<b>伝送取引資金決済</b>口座から地方税納入金額を引落しのうえ、権限者が指定する地方公共団体に、地方税を納入するサービスをいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>H. 納入依頼金額および取扱手数料の引落し</p> <p>(a) 当社は、契約者が支払うべき納入依頼金額および取扱手数料を、普通預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定にかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手の提出を受けることなく、<b>伝送取引資金決済</b>口座より引落します。</p> <p>(b) 納入依頼金額は、納入指定日の前営業日までに<b>伝送取引資金決済</b>口座へ入金してください。前号の引落しは、納入指定日の当社所定の時間に行います。なお、納入指定日に<b>伝送取引資金決済</b>口座からの引落し（本サービスによるものに限られません。）が複数あり、その引落しの総額が<b>伝送取引資金決済</b>口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを引落して手続きを行うかは当社の任意とします。</p>	<p>(c) <b>資金決済</b>口座における残高不足により振込金額の引落しができなかった場合（<b>資金決済</b>口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含みます。）は、当該総合振込および給与（賞与）振込サービスの依頼は取消されたものとして取扱います。</p> <p>I. 入金指定口座への振込ができない場合の処理</p> <p>振込手続きにおいて、入金指定口座への入金ができない場合には、契約者は取引店に当社所定の組戻依頼書を提出するものとし、当社は組戻依頼書の提出を受けたうえで組戻手続きを行うものとします。</p> <p>ただし、入金指定口座なし等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却されたときは、組戻依頼書の提出を受けることなく当該取引における<b>資金決済</b>口座に入金します。なお、この場合、前記H. (a) の振込手数料は返却しません。</p> <p>この場合、当社所定の組戻手数料をいただきます。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 地方税納入サービス</p> <p>A. 地方税納入サービスの内容</p> <p>地方税納入サービスとは、端末を用いた権限者からの依頼に基づき、契約者があらかじめ当社宛届け出た<b>資金決済</b>口座（<u>ただし、OKメイト・WEBの場合は「契約基本（代表）口座」に限ります。</u>）から地方税納入金額を引落しのうえ、権限者が指定する地方公共団体に、地方税を納入するサービスをいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>H. 納入依頼金額および取扱手数料の引落し</p> <p>(a) 当社は、契約者が支払うべき納入依頼金額および取扱手数料を、普通預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定にかかわらず、通帳、<u>カード</u>、払戻請求書または当座小切手の提出を受けることなく、<b>資金決済</b>口座より引落します。</p> <p>(b) 納入依頼金額は、納入指定日の前営業日までに<b>資金決済</b>口座へ入金してください。前号資金の引落しは、納入指定日の当社所定の時間に行います。なお、納入指定日に<b>資金決済</b>口座からの引落し（本サービスによるものに限られません。）が複数あり、その引落しの総額が<b>資金決済</b>口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを引落して手続きを行うかは当社の任意とします。</p>

改定前	改定後
<p>(c) <u>伝送取引資金決済</u>口座における残高不足により納入依頼金額および取扱手数料の引落しができなかった場合（<u>伝送取引資金決済</u>口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含みます。）は、当該地方税納入サービスの依頼は取消されたものとして取扱います。</p>	<p>(c) <u>資金決済</u>口座における残高不足により納入依頼金額および取扱手数料の引落しができなかった場合（<u>資金決済</u>口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含みます。）は、当該地方税納入サービスの依頼は取消されたものとして取扱います。</p>
<p><b>22. 関係規定の適用・準用</b>  本規定に定めのない事項については、<u>普通預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、通知預金規定、総合口座取引規定、当座勘定貸越約定書、カードローン契約書および振込規定</u>により取扱います。</p>	<p><b>22. 関係規定の適用・準用</b>  本規定に定めのない事項については、<u>普通預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定、当座勘定貸越約定書および振込規定</u>により取扱います。</p>

以 上